

千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和 6 年 2 月 2 1 日

環境生活部自然保護課

自然公園法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 29 号）、自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和 3 政令第 258 号）及び自然公園法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 5 号）が令和 4 年 4 月 1 日から施行された。

これに準じて、千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例（令和 5 年千葉県条例第 42 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることとなったため、併せて、千葉県立自然公園条例施行規則について、自然公園法の改正政省令と同等の内容に改正する。

1 主な改正の内容

(1) 公園事業となる施設の種類を追加

- ・自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設を追加

(2) 公園事業の執行（変更を含む。）の協議又は認可の申請に係る添付書類の変更等

- ・各図面の縮尺を「～以上」から「～程度」へ変更
- ・構造図、給排水計画図は原則不要とし、必要に応じて提出を求めること
- ・分譲型ホテル等に係る添付書類の追加 等

(3) 公園事業の変更の協議又は認可を要しない軽微な変更事項の追加

- ・「公園施設の管理又は経営の方法の変更」及び「公園施設の構造の変更」に関する規定を追加

(4) 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に係る承認の申請に係る規定の整備

(5) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備

- ・協議会の公表、計画の認定の申請、計画の記載事項、計画の公表、計画の軽微な変更 等

(6) 上記（5）の協議会による公園計画の変更及び公園事業の決定等の提案の添付書類に係る規定の整備

(7) 特別地域内の行為の許可申請又は届出の添付書類の変更

- ・図面の縮尺や構造図の添付について、上記（3）と同様の変更。

(8) 特別地域内における許可を要する行為の追加

- ・「風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為」で知事の許可が必要なもの（条例第 19 条第 1 項第 16 号）として、未舗装の歩道において車場を使用する行為を規定

(9) 特別地域内の行為の許可基準の変更等

- ・照明装置を用いて自然物に照明を行う場合の許可基準の追加
- ・光源を用いる広告物の設置に係る許可基準の変更
- ・上記（8）の行為に関する許可基準を規定 等

(10) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為・普通地域における届出不要行為の追加等

【特別地域】

- ・設置許可が不要な工作物の水平投影面積（1,000 m²以下）の明確化
- ・無線施設の増築に係る許可不要行為（増築部分の高低差が2メートル以下）の明確化
- ・電線等の設置等に係る許可不要行為の明確化
- ・指定区域以外での既存の建物の屋根への太陽光発電施設の設置の追加
- ・以下の事業等のために必要な各種行為を総じて許可不要行為とすることを規定
 - ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく認定保護増殖事業等
 - ② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除
 - ③ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく保全事業及び指定管理鳥獣の捕獲等

【普通地域】

- ・地表から1m以下の高さで広告物を設置することを追加（第19条第3号）

※その他、上記（9）及び（10）について、改正自然公園法施行規則の規定に則した改正を行っている。

（11）利用のための規制に関する規定の整備

- ・野生動物の生態に影響を及ぼす行為（条例第24条第1項第3号）として、「餌を与えること」、「著しく接近し、又はつきまとうこと」を規定

（12）「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」施行関係

- ・生態系維持回復事業の知事の認定を受ける場合の要件の変更及び認定申請書の添付書類の追加

（13）質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備

- ・協議会の公表、計画の認定の申請、計画の記載事項、計画の公表、計画の軽微な変更 等

（14）上記（13）の協議会による公園計画の変更の提案の添付書類に係る規定の整備

（15）その他自然公園法施行規則の改正に合わせた条文の整理、各様式の整備・変更等

2 施行年月日

令和6年4月1日（予定）

3 参考

（1）自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第258号・令和4年4月1日施行）の概要

- ① 公園事業となる施設に「自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を追加
- ② 特別地域における風致の維持に影響を及ぼす行為に「環境大臣が指定する道路で車馬を使用すること」を追加

- ③ 法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する「野生動物の生態に影響を及ぼす行為として政令で定める行為」に、「餌を与えること」及び「著しく接近し、又はつきまとうこと」を追加

(2) 自然公園法施行規則の一部を改正する省令の概要

① 令和元年環境省令第 7 号（令和元年 9 月 30 日施行）

宿舎であって特定の者の優先的な仕様を確保する仕組みを設けるもの（分譲型ホテル等）を公園事業に追加

② 令和元年環境省令第 11 号（令和元年 12 月 14 日施行）

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）の一部施行に伴う、自然公園における生態系維持回復事業の認定を受けることができる者の要件の改正

③ 令和 4 年 3 月 14 日環境省令第 5 号（令和 4 年 4 月 1 日施行）

- ・ 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備
- ・ 特別地域等における行為の許可基準の変更等
- ・ 特別地域等における許可又は届出を要しない行為の変更等
- ・ 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備
- ・ 各種申請様式の整備
- ・ 身分証明書の様式の統合 等

以上